

調査

新規就農の促進にむけて

茨城県は首都圏の一角に位置しながら、水と緑の豊かな自然や広大な平地を有し、気候が温和で災害が少なく、多くの動植物の地域分布の南限や北限にもなっている。

この恵まれた条件の下、農林水産物の一大生産拠点として、首都圏の食料供給に重要な役割を担ってきた。茨城県の10年の農業産出額は4,306億円で、北海道に次いで全国2位である。品目別農業生産額でみると、鶏卵、メロン、白菜、ピーマンなど全国1位の品目をはじめ、多くの品目で全国の上位を占めており、全国でも有数の産地となっている。

一方、農業の担い手についてみると、全国的に農業従事者の減少と、高齢化が進んでいる。ところが既存の農業従事者の減少とは逆に、若者や働き盛りの年代の者に、農業に参入しようという動きがみられる。これを受け農林水産省は、青年就農者の大幅な増大を図るため、本年度より「新規就農総合支援事業実施要綱」を定め、「青年就農給付金」制度を実施し、青年新規就農者の育成に乗り出した。

本号では、新規就農者に対し、どのような支援が行われているのか、また新規就農の実態がどのようなものであるのかを確認する。そのうえで、茨城県における新規就農の促進と、稼げる農業の実現に向けて何が必要かを提言する。

第1章 農業の担い手を巡る状況

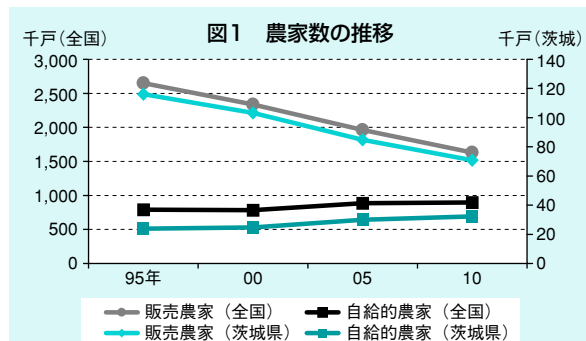
1. 農業の担い手の実態

(1) 茨城県の農業と担い手

農家数は10年間で30%以上減少

10年の全国の販売農家戸数は163万戸と、00年比で30.1%減少した(図1)。

茨城県では7万戸と、00年比で31.3%減少した。



出典：農林業センサス

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家を言う

自給的農家：販売農家以外の農家

農業就業人口は減少し、高齢化している

10年の全国の農業就業人口は261万人と、00年比で129万人減少した(表1)。うち65歳以上が161万人(61.6%)と半数以上を占め、全体に占める割合は00年比で8.7%増加した。

10年の茨城県の農業就業人口は11万人と、00年比で5万人減少した。うち65歳以上が7万人(60.9%)と、半数以上を占め、全体に占める割合は00年比で7.8%増加した。

10年における農業就業人口の平均年齢は、全国

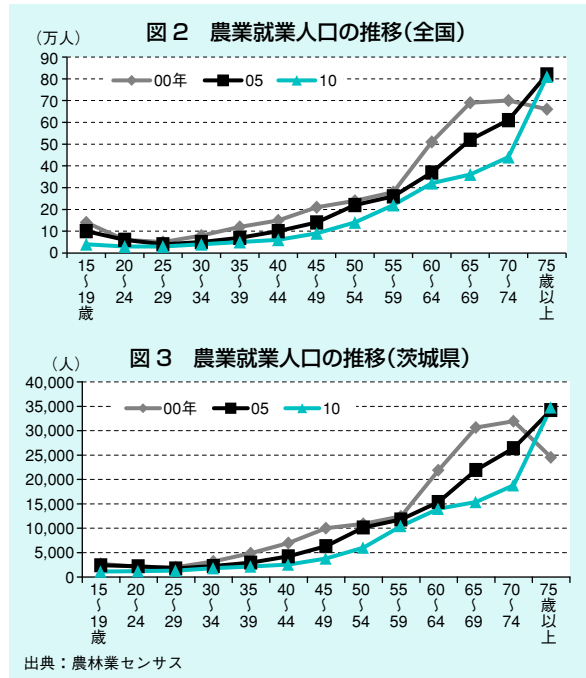
【表1 農業就業人口】

		00年	10年	増減
全国	農業就業人口(千人)	3,891	2,606	△1,285
	65歳以上(千人)	2,058	1,605	△453
	割合(%)	52.9	61.6	8.7
	平均年齢(歳)	61.1	65.8	4.7
茨城県	農業就業人口(人)	164,054	113,287	△50,767
	65歳以上(人)	87,140	69,014	△18,126
	割合(%)	53.1	60.9	7.8
	平均年齢(歳)	61.6	65.7	4.1

出典：2010年世界農林業センサスより常陽アーク作成

平均が65.8歳に対して、茨城県は65.7歳である。それぞれ、00年の61.1歳、61.6歳と比較して4.7歳、4.1歳上昇している。

このように茨城県では全国と同様、生産者の減少と高齢化が続いている。



他産業比で低い収入の水準

30a以上の農地を耕作する農家について、その平均収入(農業粗収益)を表2に示した。これを見ると、茨城県は近隣他県と比較して、より経営耕地面積が広く、農業粗収益も大きい。また農業依存度が高く、農家の総収入に農業収入が占める割合が高い。

ただし、11年の賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、茨城県における労働者の平均給与

【表2 地域別農業収入】

	農業粗収益 千円	農業経営費 千円	経営耕地面積 a	農業依存度 %
全国	4,312	3,270	222	38.1
関東・東山	3,686	2,628	163	39.8
関東農政局	3,774	2,683	160	40.3
茨城県	4,069	2,820	218	60.9

出典：2010年 農業経営統計

農業依存度：農業所得÷(農業所得+農業生産関連事業所得+農外所得)×100

関東農政局：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県を管轄する

関東・東山：関東農政局管轄より静岡県を除く

は479万円となっており、農業粗収益407万円は、雇用就労者に比べると低位である。

(2) 新規就農者の現状

若年層が多い新規雇用就農者、新規参入者

10年度の全国の新規就農者は5万5千人となり、前年度に比べ1万2千人程度減少した(表3)。

就農形態別にみると、新規自営農業就農者は減少している。これに対し、新規雇用就農者と新規参入者は横ばいで推移している。

年齢別に新規就農者を見ていくと、新規自営農業就農者では、定年後に農業に従事するいわゆる定年帰農とみられる「60歳以上」が約半数を占める一方、若年層ほど少ない。対して、新規雇用就農者では「39歳以下」が60%と、若年層が過半数を占める。これは、他産業を離職後、農業法人に就職する者が多いなどの理由が考えられる。新規参入者では、「39歳以下」が37.0%、「40～59歳」が38.7%となっている。実数では、「39歳以下」が、07年度より一貫して増加している。

【表3 就農形態別新規就農者数】

区 分	06 年度	07 年度	08 年度	09年度	10年度		前年度比
					実数	構成比	
新規就農者	人	人	人	人	人	%	%
39歳以下	14,740	14,340	14,430	15,030	13,150	24.1	△12.5
40～59歳	27,490	23,050	17,760	18,210	13,970	25.6	△23.3
60歳以上	38,800	36,070	27,800	33,580	27,440	50.3	△18.3
新規自営農業就農者	72,350	64,420	49,640	57,400	44,800	100.0	△22.0
39歳以下	10,310	9,640	8,320	9,310	7,660	17.1	△17.7
40～59歳	24,470	20,050	14,600	15,830	10,930	24.4	△31.0
60歳以上	37,560	34,730	26,710	32,260	26,210	58.5	△18.8
新規雇用就農者	6,510	7,290	8,400	7,570	8,040	100.0	6.2
39歳以下	3,730	4,140	5,530	5,100	4,850	60.3	△4.9
40～59歳	2,100	2,280	2,360	1,660	2,370	29.5	42.8
60歳以上	680	880	510	810	810	10.1	0.0
新規参入者	2,180	1,750	1,960	1,850 (1,680)	1,730	100.0	(3.0)
39歳以下	700	560	580	620 (580)	640	37.0	(10.3)
40～59歳	920	720	800	720 (650)	670	38.7	(3.1)
60歳以上	560	460	580	510 (450)	420	24.3	(△6.7)

出典：農林水産省

※新規自営農業就農者：農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

※新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等を常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者

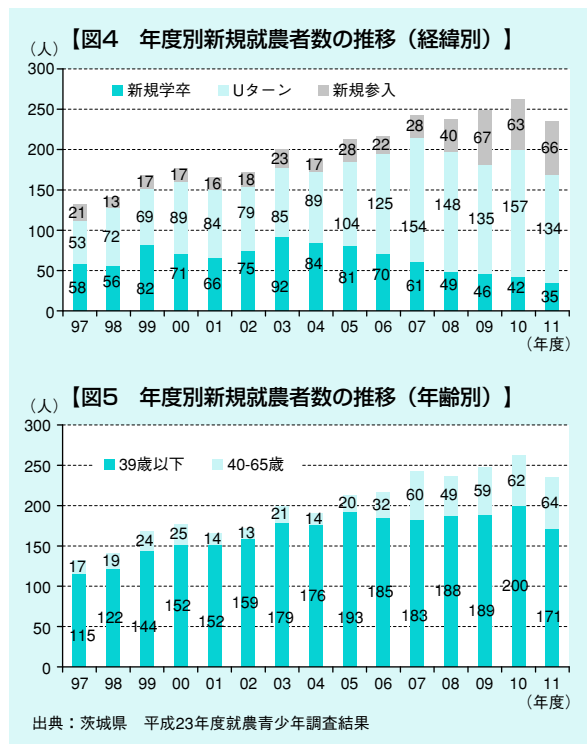
※新規参入者：調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者(＝農家子弟でない、もしくは農家子弟でも親の土地を継承しないで就農する者)

注) カッコ内は岩手・宮城・福島と青森の一部を除いた参考値

このように、新規就農者は定年帰農者や農家子弟が大勢を占める中で、雇用就農や新規参入では若年層や農家子弟でない者もみられるようになってきた。

Uターンと若い新規参入者が多い茨城県の新規就農者

茨城県の新規就農者について、就農経緯別にみると、11年度の新規就農者235人のうち、Uターン就農者が134人（57.0%）と半数以上を占める（図4）。また、新規参入者は66人（28.1%）と、3分の1程度を占める。年齢別にみると、16～39歳の若年層が171名（72.8%）と半数以上を占める（図5）。



新規参入者は園芸農業を選ぶ傾向

「平成19年新規就農者就業状態調査（農林水産省）」によれば、07年1月1日現在で新たに農業を開始した者の主な経営部門（農産物販売金額1位の部門）は、施設野菜が最も多く33.0%、次いで露地野菜が18.6%、果樹が10.7%であった。農家以外からの参入でも、同様の傾向である。

茨城県においては、特に39歳以下の年齢層は、野菜を選ぶ傾向にある（表4）。

【表4 経営類型別新規就農者割合（茨城県）】 単位：%

年齢	普通作	野菜	果樹	花き	その他	計
39歳以下	13.5	73.7	2.3	4.7	5.8	100.0
40～65歳	31.3	57.8	6.3	0.0	4.8	100.0

出典：茨城県平成23年度就農青少年調査結果

新規参入者に適した野菜栽培

新規参入者が野菜を選ぶのは、野菜が栽培負担の少ない作目であることが一因だ。

米は面積当たりの収入額が少なく、大規模に耕作する必要がある。機械も高額だ。何より、収穫の機会は年に1度しかないため、栽培を失敗すれば、その年の収入が得られないというリスクがある。

一方、施設野菜は年に何度も収穫することができる。特に小松菜や水菜などの葉物野菜は、短い日数で収穫できるため、万一失敗しても、再度挑戦することができる。

就農の理由は「農業が好き」

全国の新規就農者の就農理由をみると、「農業が好きだから」が37.3%（06年比+11.8ポイント）と、最も多い（表5）。次いで、「自ら経営の采配を振れるから」（33.7%、同+9.8ポイント）が多い。「サラリーマンに向いていなかったから」等の消極的な理由は10.0%（同+4.9ポイント）と、比較的低位であ

【表5 就農した理由】 単位：%、ポイント

就農した理由		06年度	10年度	増減
自然・環境	農業が好きだから	25.5	37.3	11.8
	農村の生活が好きだから	16.5	23.9	7.4
	自然や動物が好きだから	17.6	21.9	4.3
安全・健康	食べ物の品質や安全性に興味があったから	13.7	20.4	6.7
	有機農業をやりたいかったから	12.2	16.2	4.0
家族・自由	時間が自由だから	10.0	25.2	15.2
	家族と一緒に仕事ができるから	16.3	18.8	2.5
	子どもを育てる環境が良いから	6.1	9.1	3.0
経営	自ら経営の采配を振れるから	23.9	33.7	9.8
	努力の成果が直接みえるから	16.7	30.4	13.7
	農業はやり方次第でもうかるから	9.0	19.0	10.0
消極的	以前の仕事の技術を生かしたいから	3.9	4.9	1.0
	サラリーマンに向いていなかったから	5.1	10.0	4.9
	都会の生活に向いていなかったから	2.9	4.2	1.3

※06年調査では就農理由を2つまで選択、10年調査では3つまで（順位付け）選択で回答を得た。

出典：全国農業会議所 新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果

り、農業就業における積極的な姿勢が窺われる。

茨城県では、「農業が好き」に加え「跡取り」が多い新規就農理由について、茨城県では、39歳以下で「農業が好きだから」が64人（171人中、37.4%）と最も多く、次いで「長男・長女又は跡取りだから」が46人（26.9%）となっている（表6）。「ほかに勤め先がないから」（6人、3.5%）や「会社等の事情（転勤・倒産・リストラ）」（4人、2.3%）等の消極的な理由は、全国同様低位である。40～65歳の年齢層では、「農業が好きだから」が29人（64人中、45.3%）と最も多く、次いで「定年のため」（13人、20.3%）となっている。若年層同様、消極的理由は低位にある。

【表6 就農動機別新規就農者数（11年度、複数回答）】

就農動機	16歳以上39歳以下		40歳以上65歳以下	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
農業が好きだから	64	37.4	29	45.3
長男・長女 又は 跡取りだから	46	26.9	3	4.7
自然が好きだから	28	16.4	13	20.3
時間が自由に使えるから	25	14.6	5	7.8
やり方次第で儲かりそうだから	23	13.5	7	10.9
自分の采配でできそうだから	19	11.1	11	17.2
家族と一緒に暮らせるから	16	9.4	4	6.3
農村生活が好きだから	14	8.2	7	10.9
家庭の事情	11	6.4	7	10.9
親の高齢化	10	5.8	6	9.4
子育ての環境に良さそうだから	9	5.3	2	3.1
ほかに勤め先が無いから	6	3.5	2	3.1
農地等財産管理のため	4	2.3	8	12.5
会社等の事情（転勤・倒産・リストラ）	4	2.3	4	6.3
定年のため	—	—	13	20.3
その他	10	5.8	6	9.4
	171		64	

出典：茨城県平成23年度就農青少年調査結果
注*：割合は新規就農者数171人中の値

注**：割合は新規就農者数64人中の値

これまで茨城県では、学卒就農やUターン就農などの、農家子弟による就農が主力であった。そのため特別な支援は不要だった。しかし、最近になって農家子弟でない若い新規参入者が多く就農する傾向にあり、存在感を増している。これまでみたように、農業の担い手は高齢化し、減少している。一方で、農家子弟による継承は減少傾向にある。農業の持続性を維持するためには、これら若い就農者に期待し、支援していくことが必要だ。

次項では、新規参入者支援の動きを確認していく。

2. 新規就農支援の状況

(1) 国の方針

大規模化への転換

92年、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」を策定した。これにより、従来の小規模生産を中心とした小規模農家体制から、大規模に農地を耕作し、地域の担い手となるような農業者への転換が求められた。その例として認定農業者制度等がある。

認定農業者：他産業並の年間労働時間と生涯所得を実現する、効率的で安定的な農業を目指す生産者。農業経営改善計画（5年後までの経営計画）を提出し、市町村がそれを認めることで各種支援措置が受けられるようになる。

担い手確保への対応

11年には、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が決定され、農業支援策に新たな方針が打ち出された。その中では、目指すべき姿と基本的考え方が示された。そのうちの1つでは、農業を魅力ある職業として位置付けることが謳われている。

これにより、農業に若い担い手を取り込むこと、また、彼らにとって、農業が魅力ある職業となることを目指すことが明文化された。

目指すべき姿と基本的考え方より抜粋

農林漁業も活力に満ち、若者が魅力を感じ、従事したくなるような産業となる。農林漁業に従事する人だけでなく、農山漁村に暮らす人も生き生きと生活を営み、安心して生業にいそむ。

都市の消費者も、食料供給に不安を持たずに食生活を営む。

青年新規就農を促進

基本方針・行動計画では、新規就農者を育成し農生産者の増加に努めるという考え方のもと、農林

漁業再生のための7つの戦略が打ち出された。この中の競争力・体質強化に係る戦略では、「新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する」ことが目標とされている。

農林漁業再生のための7つの戦略より抜粋

基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（10年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農を大幅に増加させることが必要である。このことから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を促進する。

基幹的農業従事者：農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間の普段の主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

このように、青年新規就農の促進が国の方針として明文化された。大部分を占める農家子弟の新規就農者への支援のほか、意欲ある新規参入者に対する支援と、その増加促進を図ることが目標とされた。

(2) 就農時の具体的課題と支援策の現状

茨城県の新規就農支援状況

これまでみたように、茨城県では農家子弟による新規就農が主流であった。そのため就農支援策としては、農業体験研修（いばらき営農塾）のほか、「ニューファーマー育成研修助成事業」等の費用助成支援にとどまり、その他は新規就農者の自主性に任せる側面が強い。各自治体やJAが行う支援も、内容は概ね同様である（表7）。これは、農家子弟であれば、親が基本的な農場や経営基盤を築いており、これを継承することで、そのまま就農を実現できるためと考えられる。

一方で、近年増加する新規参入者は、農家子弟ではないために、就農に至るまでに解決すべき課題が多く、関係機関による支援が重要である。茨城県の場合は、農林振興公社が相談に応じる。振興公社で

は、農業に触れるための就農体験や、就農方法の相談業務、技術習得のための農業研修先紹介、学校紹介等を行っている。

【表7 県内の主な就農支援事業】

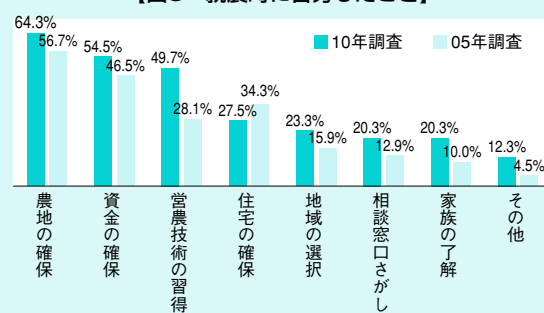
実施自治体・団体	事業名称	内容
茨城県	ニューファーマー育成研修助成事業	受入農家・団体助成
	いばらき営農塾	農業技術習得講座
古河市	新規就農支援研修費助成事業	研修費助成
常陸太田市	新規就農者育成支援事業	研修費助成 営農費助成
	空き家活用支援事業	借主支援（改修費用助成） 貸主支援（整理費用助成）
	農産物等高付加価値生産支援事業	有機JAS認定費、研修費助成
笠間市	担い手対策強化促進事業	研修費助成
常陸大宮市	新規就農支援事業	研修費助成 営農費助成 受入農家助成
	移住促進事業	空き家購入・賃貸費助成
	稲敷市	いなしき農業講座
城里町	新規就農者支援対策事業	研修費助成 営農費助成
東海村	新規就農者育成補助事業	営農費助成
JA やさと	新規就農研修事業「ゆめファームやさと」	研修費助成 農業機械、農地貸出
JA 竜ヶ崎市	新規就農促進事業	研修費助成

出典：茨城県農林振興公社「市町村等における新規就農支援制度について」2012年2月現在より抜粋、アーク作成

就農時の4つの課題

農業外からの新規就農者（新規参入者）を対象とした「新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果」（10年度）では、就農時に苦労した点として、①農地の確保 ②資金の確保 ③営農技術の確保 ④住宅の確保 の4つが挙げられている（図6）。この点について全国と茨城県の現状と、そ

【図6 就農時に苦労したこと】



出典：全国農業会議所 新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果 平成22年度

れに対する支援策を確認する。

農地の確保

農地の確保方法は2つある。1つは、土地保有合理化法人を利用して、土地を購入することである。もう1つは、JAや知人の紹介を受けて、農地を借りることだ。この場合は、地域の農業委員会を通じて賃貸契約を結ぶ必要がある。

農地法の改正により、取得条件が緩和されてきたものの、前述の調査では「苦労した」と回答している人は64.3%にのぼり、多くの新規就農者が苦慮する問題である。

耕作放棄地であっても、農地を渡したくない地主は多い。「よく知らない人に渡したくない」もしくは「貸したくても集落への気兼ねがある」という声が関係ヒアリング先より聞かれた。

茨城県でも、状況は概ね同様である。しかし、農業専門学校が県内にあるという点で、他の地域と大きく異なる。日本農業実践学園と鯉淵学園農業栄養専門学校の2校の専門学校に在籍し、卒業生とのつながりで農地を確保、周辺で就農する者は多い。

土地保有合理化法人：農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の効率的利用のための売渡又は貸付を行う法人

資金の確保

全国農業会議所では、就農1年目に準備すべき自己資金について、農業施設や農業機械・器具の購入費のほか、作物が販売できるまでの当面の生活費を含め、650万円程度としている。

資金の確保については、表8のような融資制度が準備されている。

【表8 資金の融資制度】

名 称	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類	農業の技術又は経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金	農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金
貸付主体	都道府県青年農業者等育成センター		都道府県青年農業者等育成センター 農協等の融資機関
貸付対象	認定就農者又は認定農業者		認定就農者

加えて12年度より、就農意欲の喚起と、就農後の定着を図るため、新たに青年就農給付金制度（表9）が開始された。これまで国としては実施していなかった給付型の支援制度であり、希望者から大きな注目を集めている。

【表9 青年就農給付金制度】

	準備型（研修期間中）	経営開始型（独立・自営就農直後）
年齢	原則45歳未満	
金額	年間150万円	
給付要件	・独立・自営就農または雇用就農を目指すこと ・研修計画が基準に適合していること ・常勤の雇用契約を締結していないこと ・生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと	・独立・自営就農であること（詳細条件あり） ・経営開始計画が基準に適合していること ・人・農地プランへの位置づけ ・生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと
返還要件	・適切な研修を行わない場合 ・研修終了後1年以内に就農しなかった場合 ・給付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合	・給付金を除いた本人前年の所得の合計が250万円を超えた場合 ・経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

営農技術の確保

農業技術は、農業科のある高等学校や、高等教育機関等の学校に入学する他、農業法人や農家で働いて学ぶ方法がある。

①学校で学ぶ

農業を学ぶことのできる高等学校は全国に322校ある（11年現在、茨城県内4校）。さらに専門的な農業大学校は11年現在、全国に42校、県内に1校ある。また、全国に3校の民間教育機関がある。うち2校は茨城県にある日本農業実践学園と、鯉淵学園農業栄養専門学校であり、主に新規学卒就農者の就農ルートとして定着している。

最近では、一度他産業に就職した者が、退職して農業大学校や民間教育機関に入学する動きもある。農業大学校では、現在他産業に就業していて、農業技術習得を希望する者を対象に、夜間や休日の農業教室を開催している。

②農業法人で学ぶ

農業法人では働きながら、栽培技術や経営につい

て実践的に学ぶことができる。

③農家で学ぶ

自治体や関連外郭団体の斡旋を受け、農家で研修を受ける方法もある。茨城県では、「ニューファーマー育成助成事業」として、新規就農者研修受け入れをする農家に対し、補助を行っている。

住宅の確保

農地が見つければ、住まいを確保する必要がある。住まいについては、本来であれば農家住宅を借りる、もしくは購入するのが望ましい。しかし、物件が見つからずに農家以外の空き家や、民間の賃貸住宅を借りる者が多い。

住まいについても農地と同様、様々な理由によ

り、家主が貸したがらないことがある。借りることができた場合でも、長年放置されているために、多額の改修費用がかかることがある。この状況は、全国と茨城県に共通している。そして、この問題を解決するための制度は特設設けられていない。

これらの新規参入者特有の課題のうち、技術と資金については、国の支援策のほか、県でも支援を行っている。一方で、農地・住まいの確保については、十分な支援があるとはいえず、新規就農者が自主的に取り組むしかないのが現状である。

次章では、こうした課題について、全国ではどのように取り組んでいるのか、みていこう。

第2章 県外事例からみる新規就農支援体制

本章では、各地の農政関連組織がどのような就農支援を行っているのかについてみていく。

スタートアップをサポートする「かがわアグリ塾」



香川県農政水産部農業経営課農地活用グループ

副主幹 田中 昭徳氏（中央）

農業経営課担い手・集落営農グループ 主任 田山 元太氏（左）

香川県農業会議 考查役 丸山 和伸氏（右）

農作物を育てやすい土地柄

香川県は気候が温暖で、どのような作物でも育てやすいという特性があります。また、京阪神という大消費地に近接している点でも、条件の良い土地です。多種多様な園芸作物を栽培しており、70～80aと小規模な農地で、効率よく生産するのが特徴です。

技術習得の入り口となる「かがわアグリ塾」

香川県では、03年より「かがわアグリ塾」を開講しています。これは、農業に関心を持ち、県内で就農を希望している方や、農業参入を検討している農外企業の経営者・従業員を対象に技術を指導するものです。座学と実習の部からなり、講師は主に県の専門職員が務めます。他産業就業者に向けて行う研修ですので、夜間の実施（実習は休日）が基本になります。

アグリ塾は、終了後ただちに就農できるような実践的な研修制度ではありません。本格的に農業で生活していくことを考えている方を対象に、知識と体験の両面で触れていただき、次のステップに向けた具体的なイメージを描いていけるようになることを目的としています。

修了後は、さらに専門的な技術習得を目指して県の農業大学校に進学する人もいれば、農業法人に就

職する人もいます。農業大学校には、主に学卒者を対象とした担い手養成科と、既卒で農業を目指す人のための技術研修科があります。技術研修科は就農実践研修（修学期間1年間）と就農準備研修（修学期間4ヵ月）があり、就農準備研修は年3回実施しています。

農地の取得にむけて

農地の取得は、難しい問題です。「よそ者には貸したくない」という意識が根強く、農地の取得には苦勞する方が多いのですが、最近は別な動きも出始めています。農業者が高齢になるにつれ、「自分ができなくなる前に、誰かに渡したい」という意識を持った人が増えてきています。県では本年度より、新規就農者の後見人を育成するべく、「新規就農者の里親育成事業」を実施しています。この里親たちが農地取得を後押しすることが期待されます。

中古資材や農機のデータバンクを作る

資材や農機というのは、新規就農者にとっては大きな負担です。香川県の場合は、稲を作付し、裏作で畑作ができるという特性があるため、資材や機械の負担は必然的に大きくなります。中古の資材や機械の情報を集めてデータバンクを作り活用すれば、よりコストをかけずに就農するための支援がで

きるのではないかと考えています。

様々な継承事業

全国農業会議所では、農業経営継承事業を推奨しています。香川県の場合は、高齢で作業が困難になったいちごの生産者と、移譲希望者のマッチングを行いました。県内市町村でも同様の取り組みが実施されています。善通寺市では農業関係機関が連携し廃園となったみかん農園を、キウイ農園として再生し、農地を貸し付ける事業を行っています。新規就農者は、市から補助金をもらいながら、3年間の技術研修を受けます。

新規参入により営農を開始する場合、農地確保や多額の費用が必要になります。しかし、農園をそのまま継承すれば、営農に係る費用を軽減でき、耕作放棄や、産地の衰退を防ぐこともできます。そのた

めに、継承事業の必要性が高まっています。

今後の展開

農業を志す人は、近年ますます増加しています。特に08年からは、就農希望者の意識が『『農業でも』やって、生活していこう』から、『『農業で』生活していきたい』へと変わってきました。働き盛りの年代の方からの問い合わせ増加を受け、これまでは東京のみで実施していた就農相談会を、地元香川県でも実施するようにしました。アグリ塾の修了生から、実際に新規就農する人もでてきました。香川県では、企業参入も含む就農の動きを支援するべく、11年度より農地の集約化に向けて、情報収集をしています。このデータを基に、就農者と農地のマッチングを図るなど、今後も支援体制を強化していきたいと考えています。

国の制度を活用した府独自の支援制度づくり



公益社団法人京都府農業総合支援センター 農林水産業就業支援室長 岡田 実氏

京野菜ブランドを支える 新規就農者

京都府では、98年頃から他業種からの新規就農者が見られ始めました。最近では、みず菜や壬生菜の産地に、多くの新規就農者が根付いています。みず菜や壬生菜は初心者にも作りやすい作物であるうえに、京野菜というブランド価値を持ちます。新規就農者49名中、23名が府外出身者であるということも、京野菜のブランド力を示しているといえます。

1989年頃から行政主導で行ってきた京野菜のブランド化により、農業販売額や生産農家数、生産地が増加しました。しかし実は京野菜であるみず菜の最大の生産地は、京都ではありません。生産量を増やし、京野菜の生産地としての力を高めていくために、新規就農者の受け入れが重要です。

就農支援資金制度を活用した仕組みづくり

新規就農者が増加し始めていた京都府では、就農支援資金を活用した支援体制を作れないかと考え、資金面以外に必要な支援の仕組みを整えました。

新規参入者にとって必要となるのは、やはり農業技術や農地、機械などです。農業技術指導者の配置や、研修用農地・施設の提供などの基本的な支援から始め、現在は新規就農をトータルに支援する仕組み、「担い手養成実践農場」として確立しています。

担い手養成実践農場で就農をトータルにサポート

京都府で新規就農を希望する人は、まず農林水産業ジョブカフェで相談をすることができます。これは府が設置した、京都ジョブパーク（若者の就業支援相談施設）内にある、農林水産業部門相談のための窓口です。

就農相談を通じて、就農希望者のキャリアや意欲・意向に応じた体験・研修への誘導、栽培品目や就農地など、経営のイメージの具体化を図ります。

研修は2年以内で、その間、研修用農地や栽培施設・機具の貸借料は府と市町村が負担します。11年度からは家賃の補修も制度化されました。研修用農地は、研修終了後も継続して使用することが出来ますので、研修終了後はすぐに、一生産者として営農を開始できます。

農村社会はつながりが重要です。地域の行事など、生活や習慣については、農村生活をサポートする「担い手づくり後見人」が適切なアドバイスを与えることで、地域からの支援も受けやすくなります。

土地の確保

担い手養成実践農場では、研修終了後も引き続き研修用農地を利用できるというメリットがあります。この農地は土地保有合理化法人の資格をもつセンターが、地権者から土地を借り上げ、新規就農者に転貸するという形で取得しています。各地の普及センターや、地元関係者が協力しあうことで、スムーズに土地が確保されています。

また、現在使用されていない土地情報の共有化を目指し、「担い手活用農地バンク」を創設しました。ただし、こちらはまだまだ情報が不足しています。土地保有者側に、「耕作しない土地を持っていたも、知らない人に貸すことはできない」とか、「自分の土地であると同時に集落の土地。自分の考えだけで貸出をして、万が一にも周囲に迷惑をかけるようなことがあってはいけない」というような意識があることが一因のようです。

しかし、農村社会の高齢化を受け、農地引き継ぎの潜在的需要は必ずあると睨んでおり、今後も農地情報の取得に努めていきたいと考えています。

就農のその先へ 切れ目のない支援を提供

府では、就農を果たした若手農業者向けに、「若手農業者経営力向上支援事業」を実施しています。これは、就農した若手農業者が、将来の地域農業を担う中核的農業者となるために必要な施設・機械の設備を支援する事業です。今後は、認定農業者となり、経営力を強化していくことが求められるでしょう。そのために、就農から農業ビジネス展開までのステップアップに応じた切れ目のない支援を行っていくことが、私たちセンターの役目と考えています。

新規就農者により既存産地の維持を図る



岡山県農林水産部農産課 担い手育成班 岡島 淳氏

果樹などの園芸農業が盛ん

岡山県は「晴れの国おかやま」といわれるほど晴れの日が多く、温暖で、自然災害の影響を受けにくい土地柄です。伝統的に、小面積で収益を上げることのできる園芸農業が行われてきました。なかでも白桃や葡萄などの果樹栽培が盛んです。

高齢化と産地の維持

岡山県は全国でも特に農業者の高齢化が進んでいる地域です。果樹園でも、高齢となり農業をやめる人が増えています。しかし、営農をやめても果樹園は残ります。そこで、非農家出身の新規就農者を受け入れ、産地の維持と果樹園の活用を図ることを考えました。

岡山県の就農制度、県と市町村が連携して支援

県では新規参入に際して4つの課題があると考え

ています。①技術の習得 ②販路の確保 ③農地の取得 ④地域内での人間関係の4つです。これらを解決するため、93年度に月給制の就農研修制度を設け、県と市町村が連携して新規就農者の育成にあたっています。

就農計画で将来を明確にする

岡山県の農業技術の取得支援は、産地主導で行うため、就農にあたっては、各生産地の視察や担当者との面接を経て、「どこで何を作るか」を最初に決めます。

産地を決めたら、就農計画を県に提出していただきます。これにより、自分の営農計画や生活設計を明確にするとともに、認定就農者の資格を取ることで、農業経営を開始するのに必要な施設や機械のための「就農支援資金」の貸付対象者となります。

産地主導の農業研修

技術の習得に関しては、産地ごとに農業研修を準備し、それぞれの産地にあった方法で研修を行っています。

既存の販路で売り上げを確保

販路の確保については、産地に入り、当地の既存のルールに乗る形で出荷を行うことで、安定した収入を得ることができます。

産地ごとに異なる農地確保

農地の確保については、産地ごとに支援体制が異なります。自分で探さなければならないところもあれば、産地の農業委員会が支援してくれるところもあります。しかしいずれの場合でも、産地の既存生産者や関係者と良好な関係を築くことで、農地確保をしやすくなります。

地域内の人間関係構築がカギ

就農をスムーズにするためには、就農地での人間関係構築が最も重要なカギです。地域内で良好な人間関係を築くことにより、販路、農地の確保がしやすくなるなど、様々な面で影響してきます。農村社会での人間関係は、都市部とは異なります。自分には直接関係ないようにみえることにも、積極的にかわっていく姿勢が求められます。

受け入れ体制にばらつき

新規就農者を受け入れる側の意識には多少のばらつきがみられることもあります。

産地維持の意識が高く、部会長や区長などを中心とした体制が整っているところもあれば、そうでないところもあります。意識の高いところでは、部会長らを中心に農地の斡旋をするなどの積極的な支援活動がみられる一方で、そうでない地域では、既存の生産者と新規就農者との間で軋轢が生じることもあるなど、改善の余地もあります。

今後に向けて

研修を終えて就農した方の中からは、既に新規就農者の指導に当たる方も出始めています。また、既存の生産者の間からも、新規就農を促す動きが出ています。例えば、地域の生産者が中心となって、高齢で離農を考えている人をリストアップし、新規就農者受け入れのための農地受け渡しマップを作成している産地もあります。このように、産地では新規就農者受け入れの機運が高まり始めています。県としては、新規就農を果たした方々が、さらに認定農業者という次のステップに進めるよう、支援を続けていきます。

確立された「やりがい高収益」就農モデル



広島市安佐北区役所 農林建設部農林課農林振興係

主任技師 横山 裕彦氏（後列中央）

広島市経済観光局農林水産部農政課 技師 藪野 裕之氏（右）

公益財団法人広島市農林水産振興センター

農林部農業振興課担い手育成係 課長補佐 川口 季重氏（左）

技師 為永 安保氏（前列）

限られた農地を活かす

広島市は、中国・四国地方を合わせ最大の人口を抱える100万都市です。平野部には主に住宅地が広がり、耕作可能地を大きくとることができません。特に新規就農の場合は、中山間部方面に就農する方が多数です。そのため、限られた面積を効率よく活用することが肝要ですので、ハウス栽培による生産が基本になってきます。

稼げる農業のモデルを提示

広島市では、将来を担う、若い活力ある農業経営者を育成するために「“ひろしま活力農業”経営者育成事業」を実施しています。これは、農地が少ないという広島市特有の問題と、収入が少ないという農業特有の問題を解決すべく、市が作り上げた就農の仕組みです。

農業は一般的に収入の少ない産業といわれてきました。新規就農者を増やすためには他産業並みの所得を確保できることが必要です。そのため、独立可能な収入を逆算し、基本収益モデルを作りました。葉物野菜の生産のみで1戸当たり年間1,000万円を売上げるモデルです。

広島市で作られてきた小松菜や広島菜などの葉物野菜は、初心者にもさほど難しいことはなく、失敗しても、最短20日で次の作物が育ちます。年に1度しか収穫のない作物に比べると、短期で何度も収入を得られ、リスク分散を図ることができます。しかも、広島市民118万人に加え、近隣市町へも供給しますから、作った野菜は全て市内等で消費することができ、販路面の心配がありません。

入口から出口までトータルにサポート

ひろしま活力農業は1年間の基礎研修と、1年間の実地研修の合計2年間の研修で構成されます。1年目は、作物の栽培方法などを学び、センター施設内の研修用ハウスで葉物野菜の栽培を行います。2年目になると、市内（農業振興地）に50aほどの農地を借りてハウス栽培を行い、研修終了後直ぐに一人前の生産者となります。農地は研修用農地をそのまま利用することができます。

研修に必要な費用は市が補助します。1年目は無収入となるので、その分の自己資金の準備が必要ですが、2年目になれば作物を出荷して収入を得ることができます。ハウスなどの設備も自分で買う必要はなく、施設や保冷庫などまとめてJAのリースを利用することができます。就農後には、現場で指導する市の農業技術職員やJAの営農指導員からアドバイスを受けることができます。このように、ひろしま活力農業は市・センター・JAが入口から出口までトータルに支援する農業研修なのです。

「新規就農者」から担い手へ

研修を利用して新規就農した人数は現在26名です。この26名で、広島市全体の野菜生産額30億円のうち、3億円を稼ぎ出し、平均売上は1,200万円に上ります。また、26名中21名が非農家出身者です。

これだけの収入をあげるためには、家族経営ではたちゆきませんので、パート雇用が必要になります。1つの経営体で、3～5名ほど雇うため、現地では貴重な雇用を生み出しています。

センターが農地を借りて転貸

就農するための土地は、農業委員会が地域の農地を巡回し、常に情報を集めることで確保します。そして貸しても良いという人があれば、センターが5年の利用権を設定し、新規就農者に転貸します。圃場は、既に圃場整備をされているところを借り受けます。そのため新規就農者の方は、荒れた耕作放棄地ではなく、条件の良い圃場で営農をスタートすることができます。

地権者は、土地を売却するということに対しては抵抗感が強いようですが、貸出については承諾をいただける場合もあります。事業開始から10年以上

が経過し、市内の認知度が高まりました。土地の借入交渉もしやすくなっています。

農業経営者を育てる

広島市では新規就農希望者に対して、農業法人に雇用されるよりも、一人の経営者として就農することを推奨しています。それは、自分で経営を行った方が、経営者としての自覚を持ち、成長できると考えているからです。

市では、今後も事業を実施し、毎年2～3名の新規農業経営者を育成していくことを目標としています。

「ひろしま活力農業」制度で就農



橋本農園 橋本 光弘氏

私は以前、理容師として広島市内で理容店を経営していました。経営は順調でしたが、店のための借金、忙しい仕事の中で子供との時間を作ることもできないことに不満を感じていました。また、これからの人生を考えたときに、テナントから出て店をもつため新たに借金をすれば、借金返済に追われる人生になるだろうとの思いもありました。そして転職を考えるようになりました。

そのような時、ひろしま活力農業を知りました。制度の卒業生を訪問、手伝わせてもらいながら2年ほど検討し、応募を決めました。これまでの経営者としての視点から、年間の売り上げ額や利益率が提示され、現実的な経営の目標値が見えているひろしま活力農業は、大変説得力がありました。

ひろしま活力農業では1戸当たりの売上目標、栽培面積や肥料の量、どのタイミングでなにをするかという技術的な面がマニュアル化されており、初心者でもすぐ栽培することができます。失敗のリスクが低いのは、大変好ましい点です。

独立して6年目となり、いまでは農地を広げ、小松菜に加え水菜やほうれん草、春菊を作るようになりました。パート従業員を6名雇い、家族4人が食べていける状況です。出荷先は市場のみですが、価格が暴落しないように、かつ少しでも良い値段がつくように生産を工夫しています。

生産者の立場は弱いものになりがちですし、生産者間の競争もあります。その中であっても、自分の理想の売り方ができるよう、模索しているところです。

第3章 県内の新規就農者

本章では、実際に茨城県内の新規就農者や、新規就農の現場支援を行った関係者へのヒアリングを通じて、新規就農の現状について確認する。

販路の確保を重視したJA やさととの就農支援「ゆめファームやさと」



元JAやさと職員 柴山 進氏
(NPO法人アグリやさと 代表)

私は長年JAやさとに勤務し、新規就農の支援を行ってきました。現在はJAを退職し、朝日里山学校（里山文化の体験施設）でグリーンツーリズムや農業体験を推進する活動を行っています。

東都生協との提携による契約栽培

八郷地区では、元来葉たばこや養蚕が盛んでした。80年代後半以降それらが衰退し始めると、農家は営農の方向性を見直す必要に迫られました。安定した条件で取引できるたばこや養蚕に代わって、東都生協との連携による野菜の契約栽培や、八郷は有機農業を行う人を多く擁する土地であったことから、意識の高い消費者に向けた有機野菜の販売にも取り組んできました。安全な野菜への希求は強く、有機野菜の販売は消費者にも支持されています。現在は、生協のほかスーパーや、大手外食チェーンにも野菜を出荷しています。

就農者の逆転現象と就農支援

こうした事業に伴い、東京と茨城を行き来する中で、私はあることに気づきました。それは、「茨城の農業後継者は、農業収入の低さやきつい仕事を敬遠し、農業を継ぎたがらないのに対して、東京の若い人の中に農業をやりたい人がでてきている」ということでした。しかし、農家でない者が就農をする

のは難しく、なんとか支援したいと思うようになっていました。

98年に、ともに仕事をしてきた東都生協の職員が就農することになり、彼を支援するため、今できることは何なのかを真剣に考えました。そして99年4月、彼を第1号として、農業をやりたい人を支える仕組み「ゆめファームやさと」をスタートさせたのです。

販路の確立された就農制度「ゆめファームやさと」

「ゆめファームやさと」は、生活費をもらいながら農業を学ぶことのできる研修制度です。特徴は以下の6つです。

①研修は2年間、有機栽培を学ぶ

一年目に野菜栽培を学び、二年目には復習するというカリキュラムです。この間、手取り足取り技術指導を行ったりはしません。そのため、研修生は自発的に周りの有機栽培部会の仲間に聞いて、農業を覚えます。研修の時から一人の生産者として扱い、自立を促します。これが八郷の新規就農者の中に離農者が少ないことの理由の一つであると考えています。

②応募者は既婚者に限る

既婚者は家族の生活を背負っているので、並大抵の覚悟ではなく、定着すると考えたからです。

③生活費が支給される

1年目に月16万円、2年目は月14万円を支給しま

す。うち8万円は県のニューファーマー育成研修助成事業の支援金で、残りはJAやさとが負担します。JA負担分は、野菜の売上から返済することになります。

④研修用農地・農業用機械は無料で貸与

長年養蚕が行われてきた八郷には、桑畑の跡地が多くありました。その内JAが組合員から借りている農地を無料で貸与しています。トラクターなどの農機具もJAが無料で貸与しています。

⑤研修中の売上げはJAが管理し、就農準備金として研修終了後に研修生に支給する

売り上げはJAが管理し、生活費の返済に充当します。残額は、研修終了後に就農準備金として研修生に支給します。

⑥販売はJAやさとがサポート

販売はJAやさとの有機野菜販売ルートでサポートします。最初から苦労せずに販売先を確保できます。

部会のメンバーを通じて独立後の農地の確保

ゆめファームやさとでは、研修後の農地を準備していませんので、自分で探していただくことになります。農地の情報は、研修中に交流を深める有機栽培部会のメンバーを通じて紹介を受けることがほ

とんどです。そのためにも、地域との絆づくりが大切です。

これまでの実績

毎年一家族を受け入れ、今年の研修で14期目になります。研修生はほとんどが県外出身者で、有機農業をしたいという強い希望をもって集まってきた方ばかりです。家庭の事情があった一組を除き、すべての方が就農に成功しています。

就農の5つのポイント

就農にあたって必要なポイントは5つあると考えられます。①技術 ②農地 ③販路 ④自己資金 ⑤住まいの5つです。このうち①から④については、ゆめファームやさとのなかで解決できます。

八郷で問題になるのは、⑤住まいのことです。八郷には、笠間方面などから、アトリエを持ちたい芸術家も多くやってきます。空き家で、かつ持ち主に貸す気があるような物件は、なかなか見つかりにくいのが現状です。

住まいの問題さえ解決できれば、ゆめファームやさととは、ほぼ間違いなく就農ができる制度であると自負しています。

「ゆめファームやさと」を利用して就農



武藤 大悟氏、朝子氏

農業を志して脱サラ

私は東京都の出身です。父は銀行員でしたので、農業とは縁遠い家で育ちました。農に関する仕事を志したのは、大学で在籍していた商学部のゼミで、食料問題を取り上げたことがきっかけでした。

卒業後は、種苗会社に就職しました。しかし、私

むとう農園（石岡市）

が配属されたのはホームセンター回りの営業で、農業に関わるという私の希望とは違っていました。農業をしたいという気持ちが抑えきれず、3年半でその会社を退職、日本農業実践学園に入学しました。

農業専門学校と農業法人での経験を積む

日本農業実践学園に入学したのは、自分に農業の適性があるのかを確かめるためでした。卒業後すぐ

に就農というのは厳しいと考え、群馬県の農業法人へ就職しました。

職業としての農業を肌で感じ、多くを学ぶことができました。反面、仕事は忙しく、夜遅くまで出荷作業をすることも珍しくありませんでした。農的生活への憧れもありましたから、忙しく分業的な農業法人での生活は、自分が考えているのとは違う、という思いも芽生えていました。独立就農を考え始めたのはこの頃です。

石岡市八郷地区を就農地として選ぶ

そのような時に、「ゆめファームやさと」への応募を考え始めました。応募には、妻の希望が強く反映されています。実践学園で出会った妻は、この制度のことを学園時代から知っており、独立就農の意思を強くもっていました。2人の考えが一致し、この制度に応募することを決めたのです。

決め手となったのは、①有機農業の研修制度は他になく、充実した内容であること ②卒業生がみな八郷付近で就農している実績があること ③JAやさとの方の感じがよく、熱心さが伝わってきたことの3つです。また八郷という土地が、卒業した実践学園や、実家のある東京から近い距離にあったことも魅力でした。

有機部会の協力を得て土地を確保する

「ゆめファームやさと」では、研修2年目の間に農地を探すことになっています。

私も研修中に土地を探して歩きました。この時支援してくれたのは、同じ有機野菜を栽培する有機栽培部会の仲間と、JAやさとの方でした。

農地を得るときには、最初はあまり条件のよくない土地を借り、そこでがんばっている姿を見て、周辺の農家の方から、良い農地の話が舞い込んでくるというのが一つのスタイルようです。八郷にはこれまでの有機部会の方々が積み重ねてきた信頼の実績があり、新規就農者が受け入れられやすく、農地を確保しやすい地域だといえるでしょう。

消費者の顔が見える農業

今私たちは120aほどの土地で小松菜やネギ、人参などを作っています。農地は半分が貸地で、半分は自己所有です。出荷の2割がセット野菜の個人宅配で、後はJAを通じて生協などに出荷しています。個人宅配は、知人を介して広がったお客様が多く、月に20軒ほどの家へ送っています。

個人宅配では、代金支払に指定している郵便振替の通信欄に、お客様からのコメントが記載してあったりして、「私たちの野菜に満足していただいている」という自信につながります。また、多品種を栽培することで、栽培技術の向上にも繋がります。

個人宅配の問題点は、発送作業の事務負担が大きいことで、そう簡単にお客様を増やすことができないのが悩みです。

今後は農地を広げるとともに、消費者の顔が見える農業をしたいと考えています。

さまざまな就農スタイルを実現する八郷



飯田 恒司氏、可奈子氏

独力で農地を探して 就農

私たちが八郷に
やってきたのは、12

飯田農園（石岡市八郷地区）

年前のことです。私たち夫婦は南米で出会い、結婚しました。子どもを授かったのを機に、日本に帰国。自然が豊かなところで自給的な生活をしたいという夫の希望を叶えるため、農地を探し始めました。

その時妊娠していた私は、見知らぬ土地で、子どもを抱えて生活することに不安を感じていました。それで、私が以前に焼き物修行をしていた笠間市から近いところで土地を探しました。

新規就農者を支援する「スワラジ学園百姓の家」を拠点としながら農地を探す一方で、JAやさとの「ゆめファームやさと」にも応募しました。しかし、最終選考を前に農地が見つかり、選考を辞退して自力で就農することになりました。私は妊娠中でしたので、夫が一人で登記簿謄本をもとに地権者を一人一人当たって土地を貸してくれるようお願いをしました。しかし、貸してくれる方はなかなか見つからず、この時期は辛かったと夫は話しています。

有機野菜の価値を認めてくれる方に販売

徐々に拡大してきた農地は、現在150aほどになりました。棚田で米を作り、6ヶ所に点在する畑で、様々な有機野菜を栽培しています。作った野菜は、就農当初は個人宅配のみでしたが、現在では半分は生協に出荷し、もう半分は個人宅配をしています。

それぞれにできることを

飯田農園では、農作物を栽培するのは夫の仕事です。私は栽培を手伝うことはなく、ラベル作りや広報作成などの事務作業を担当する傍ら、焼き物の仕事をしています。

八郷で新規就農することになり、私のなかには葛藤が生まれました。八郷は有機栽培では有名で、周辺の新規就農者をみると、夫婦で熱心に農業に取り組んでいるところばかりです。「夫婦で同じ方向を向いてやっていくのが正しい農業の形だ」という考えにとらわれ苦しんだこともありましたが、しかし、夫と何度も話し合い、今はお互いがやりたいことをやるのが良いことだと思えるようになりました。事務作業の他、毎月欠かさず広報紙を作り、宅配用野菜に

添えるなど、できることで農園の仕事をしています。

多様な有機農業と八郷の仲間

八郷は、有機栽培を行う新規就農者が多く集まっている地域です。「有機の郷づくりの会（有機農業推進法に基づく、有機農業による地域づくりの会）」や「種の会（種苗の共同購入の会）」などの集まりでつながった有機野菜農家の仲間は、50軒ほどになります。彼らの経歴は様々で、農業のやり方も多様です。

私たちは、農機具の貸し借りや、栽培方法の情報交換により、お互いに良い関係を築いています。それは、程度の差はあれ、みなが新規就農の大変さを共有する同志だからなのでしょう。

有機農業では多様性というものが一つのテーマと考えています。土の中の微生物や周囲の環が複雑に絡まり合い、循環の中で有機野菜ができるように、私たちも、いろいろな人がいて初めて、人間関係の輪ができあがっています。お互いの違いを認め合いながら、ゆるやかにつながった関係を維持できるのは、有機農家ならではの良いところだと考えています。

子どもたちへ

子育てが一段落ついたら、田舎を持たない都会の子どもの受け入れや、子どもの目線からの食育など、子どもの心を育てるお手伝いをしていきたいと考えています。有機農業に触れることで知った自然のシステムの素晴らしさを、子どもたちに伝えていきたいという気持ちでいます。

※飯田氏の就農記については、本にまとめられています。
『わたしがあぐりびとになるまで—ゼロからの手づくり就農物語』（いいだかなこ、新泉社、2011年）

自力就農し、地域のリーダーへと成長



塾長 近澤 行洋氏

就農の経緯

私は有機野菜の流通に関する仕事をしており、農業をしたいと思っていました。子どもの手が離れた頃、仕事をやめて研修を受けることにしました。

就農地に限定のない日本農業実践学園で学ぶ

農業の学校で技術を学ぼうと、各地の農業学校を回りました。そして、茨城県の日本農業実践学園へ入学しました。決め手は、卒業後の就農地に制限がないことと、公共職業訓練の指定校となっており、6ヶ月間無償で研修を受けることができたことです。

飛び込み訪問で自ら農地を探す

学園にいる半年の間に、農地と住まいを探す必要がありました。耕作放棄地が多く、農地を借りやすいと踏んで、城里町で就農地を探しました。耕作放棄地を見つけては、持ち主を公図と謄本で確認し、直接訪問して交渉を繰り返しました。

入学から4ヶ月がすぎて、ようやく農地を借りることができました。

住まいのポイントは作業場の確保

住まいはさらに難しく、貸してもらえたのは卒業前日でした。就農して1年が経った頃、奮闘ぶりをみてか、周りの方が地主へ助言してくれ、あらたに圃場近くの作業場付きの家を借りることができました。

農業をするには、出荷作業や農業用具を保管するための作業場が必要です。作業場がある家を借りることができずに、農地にビニールハウスを建て、そこを作業場として利用している方も数多くいます。作業場を借りられるかどうかは農作業の効率を大きく左右します。

ふる里自然農塾 城里農園（城里町）

地域の農業を牽引する存在に

現在は、田2ha、畑6haを耕作し、14種の有機野菜を栽培しています。7割は契約企業向け、3割は全農ベジタブルフルーツセンター向けに出荷しています。農業で生計をたてていけるようになり、さらに研修生を受け入れ、後進の独立支援も行っています。

私が就農する以前は、城里町では自給的農業が基本で、産地にはあるはずの作物部会がありませんでした。出荷にあたっては、自ら部会を立ち上げ、今でも部会にかかわる活動を続けています。

就農して数年がたち、地域との信頼関係もできて、今では「耕作してくれないか」と、耕作放棄地の情報が集まるようになりました。耕作放棄地の問題は、世代交代の問題です。農地が荒れてしまわないように、代替わりを進めていくべきだと考えています。

品質のよい野菜づくり

今の時代はおいしいもの、品質の良いものへの希求が強まっています。農協でも、仲買人が生産者名を確認して買うようになっているようです。

私の野菜は、農林水産省の特別栽培農産物の認定に合格しています。自分が納得できて、地域の人に「作ってよかったね」と言ってもらえるようなものを作っていければと考えています。

有機的社会的実現にむけて

今後は、6次産業化を進めていきたいと考えています。青果そのものは、市場価格で売るのが精一杯です。しかし加工すれば付加価値が高まり、自分で値決めができます。

加工部門を産地に作れば、雇用を生むことができます。そうすれば、スーパーなどの生活機能が産地に集積し、生活のための循環が生まれます。このような有機的生活を城里町で実現したいと考えています。

第4章 農業を職業とするために必要なこと

新規就農者に対しどのような支援が行われているか、また、新規就農者自身がどのように就農したか、その経緯をみてきた。これをもとに、新規就農の支援状況についてまとめよう。

まず、新規就農に当たっての4つの課題に対し、どのような支援が行われていたかを確認していく。

県外では技術面や資金面の支援は手厚い

県外事例からみると、営農技術の確保や資金面の支援については、各県で支援制度が整えられている。

入門から実践までの様々な段階に応じた研修が各地に用意されており、それまでに全く農業の経験がなくても、研修に参加することで、誰でも農業技術を習得することが可能だ。

また、技術習得支援と並行して、資金的なサポートも受けられるよう組み合わせられ、スムーズな就農につながる仕組みになっている。行政主導のもの以外では、JAやさとの「ゆめファームやさと」が同様に技術・資金の両面から支援を行う仕組みであり、実績を積み重ねている。

茨城県は、農業専門学校その他、農家や農業法人等様々な研修先があり、新規就農者自身が希望に応じた研修先を選択できるという点で、優れた地域といえる。しかし、それらの個々の技術研修と、県の資金支援制度を結びつける仕組みとはなっていない。

人間的関係に依存する農地のマッチング

農地や住まいの確保については、県外・茨城県共に、問題が残る。

京都府で行われている、農地と新規就農者のマッチングシステム「担い手活用農地バンク」のような仕組みは各地にあるものの、農地情報の集約が進んでおらず、活発に運用されているとはいえない状況にある。実際には、新規就農者自身が地域で信頼を

得て、住民と人間関係を結ぶ中で農地の紹介を受けるといった方法が主流である。

このような中、行政の農業セクションでは、積極的に農地の情報を集め、仲介する取り組みを新たに始めた。広島市では、市の農業専門職員等が積極的に地域住民と関わり、農地情報を収集し、共有する。そして、新規就農者との橋渡しをする。地域の状況をよく知る行政の職員等が、マッチングの機能を果たしているのだ。このような取り組みを各地で取り入れるのも一つの方法だろう。

住まいの確保についても、同様にマッチングの仕組みが作られている。しかし、こちらも運用が順調でないという問題があり、状況は農地の問題と共通である。空き家情報の収集と、新規就農者とのマッチングについても、地域住民との関わりを持つ行政職員等によって行うことも必要だろう。

魅力ある新規就農者支援制度にむけて

このように、県外事例では、技術習得段階から就農に至るまでをトータルに支援する仕組みがみられ、それぞれに成果をあげている。

対して茨城県では、技術習得の機会は豊富にあるものの、以降の支援は新規就農者自身が情報を収集しながら利用していく必要がある。

ヒアリングでは、京都府や広島市のような、就農をトータルに支援する仕組みについて、新規就農者から「他県と比較して魅力を感じた」などの、評価する声が寄せられていることがわかった。

茨城県においても、トータルな支援モデルを提示することで、新規就農者にとって使い勝手の良い、魅力的な支援制度を構築することができるだろう。そうすれば、より多くの新規就農を目指す人たちが、茨城県を選ぶのではないだろうか。

これまでみたように、茨城県には新規参入者が多

い。また、本気で農業に取り組みたいという者を取り込めば、人口増加や、若い担い手が入り込むことによる地域活性化など、県にとってのメリットも大きい。新規就農者への積極的な支援が求められる。

これまで、支援側の問題について確認してきた。では、新規就農者にとって、農業を職業とするためには何が必要なのか、考えてみる。

様々な形態を可能にする農業

今回ヒアリングを行った先を、大きく2種類に分けてみよう。農的生活志向（武藤氏、飯田氏）と、農業ビジネス志向（橋本氏、近澤氏）の2つだ。

農的生活志向の新規就農者は、手間暇かけて有機野菜を栽培し、価格は高くとも安全で品質の高い食べ物を求める、意識の高い消費者を販売先としている。また、消費者と直接つながることのできる販売方法（宅配野菜）をとるなど、人間的関わりを重視した、こだわりのある農業を目指している。「農業をしたい」という気持ちや、「家族の時間を持ちたい」などの精神的豊かさを求める傾向もあった。彼らはこのようにして、農業で生計を立てている。

一方で、農業ビジネス志向の新規就農者は、品質に加え、効率性と収益性を重視する傾向にあった。橋本氏は、初心者でも確実に稼ぐことができる経営モデルが確立された、広島市の農業プランに参加した。現在は、より高価格で販売できる時期に合わせて栽培するなど、戦略的な経営を迫及している。

近澤氏は大規模効率化を実践し、さらに前職の流通業の経験を活かして、城里町の農業に変化を促している。将来的には、農業の6次化を城里町に実現

することを目標としている。このように、2者ともそれぞれの方法で、農業を経済的行為として発展させようとしている。

稼げる農業にむけて

就農相談が増加する一方で、その中から就農に至るのはほんの少数だ。就農に至ったとしても、低収入に悩む者は多い。国が目指すように、農業生産者が他産業並みの就業時間と所得を上げるようになるためには何が必要なのだろうか。

これについては、やはり大規模効率化が一つの解決方法になるだろう。10年の農業経営統計調査（関東・東山地区）によれば、1.5～2.0haを耕作する場合の農業粗収益は372万円である。しかし、5.0～7.0haに拡大すると、農業粗収益は1,350万円になる。今回ヒアリングを行った農業ビジネス志向の2者は、どちらも人を雇用し、大規模に栽培・出荷を行っている。もちろん、ただ大規模化するだけでは、農業生産法人の規模に及ばない。高付加価値化や、値段の高い時期に出荷するなどの生産の工夫をすることが求められる。

おわりに

仕事を求め、新規就農センターでは相談者が増加している。全国農業会議所（全国新規就農相談センター）が実施する新規就農相談会「新・農業人フェア」にも、20代～30代の若い年代の姿が増えている。

若い世代が就農することにより、彼らの仕事が確保され、それが茨城県の農業の発展と活性化に繋がることが期待している。

（菅野、萩原）